

# 奈良市公報

第 3 5 4 号

(平成30年4月後半分)

平成30年5月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
製作 株式会社 春日

## 目次

### 規 則

- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（7件）… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 徴収事務の委託…………… 3
- 奈良市長の権限に属する事務の一部の奈良市副市長への委任…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 7

### 監 査

- 住民監査請求の監査結果…………… 7
- 固定資産評価審査委員会**
- 奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則…………… 12
- 教育委員会**
- 定例教育委員会の開催…………… 14

## 規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月25日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第22号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「財務部参事」を「財務部次長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年4月25日揭示済)

## 告 示

### 奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年4月16日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表  
(平成30年4月16日揭示済)

**奈良市告示第258号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により和田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	奥田 克美 奈良市和田町 46番地	大東 伸充 奈良市和田町 445番地

## 2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年4月17日揭示済)

**奈良市告示第259号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中川 晋作 奈良市秋篠町 1041番地	西岡 昭蔵 奈良市秋篠町 609番地の1

## 2 変更の年月日

平成30年4月8日

(平成30年4月17日揭示済)

**奈良市告示第260号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	松本 治和 奈良市六条緑町 三丁目3番5号	浦 信明 奈良市六条緑町 三丁目9番13号

## 2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年4月17日揭示済)

**奈良市告示第261号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	藤田 潔 奈良市若葉台 二丁目6番13号	南園 光代 奈良市若葉台 二丁目2番25号

## 2 変更の年月日

平成30年4月8日

(平成30年4月17日揭示済)

**奈良市告示第262号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市須川町 1708番地	奈良市須川町 1261番地
代表者の氏名及び住所	棚田 和男 奈良市須川町 1708番地	大窪 繁則 奈良市須川町 1261番地

## 2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年4月17日揭示済)

**奈良市告示第263号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日 元町二丁目 476番地の7	奈良市学園朝日 元町二丁目 1909番地の9
代表者の氏名及び住所	西村 裕充 奈良市学園朝日 元町二丁目 476番地の7	川畑 雅洋 奈良市学園朝日 元町二丁目 1909番地の9

2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年4月17日揭示済)

奈良市告示第264号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中井 昌起 奈良市六条緑町 二丁目1番18号	山本 正彦 奈良市六条緑町 二丁目7番12号

2 変更の年月日

平成30年3月18日

(平成30年4月17日揭示済)

奈良市告示第265号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年4月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年6月10日 奈良市指令都整開 第15A-39号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年4月17日 第1627号

公共施設 平成30年4月17日 第786号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市針町3900番1 他21筆

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市雑司町368番2

サンエコ株式会社 代表取締役 中塚 健蔵

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市針町3912番3他6筆の各一部

(2) 緑地

奈良市針町3863番1他3筆の各一部

(3) 調整池

奈良市針町3900番1 他4筆の各一部

(4) 防火水槽(2基)

奈良市針町3913番2 他1筆の各一部

(平成30年4月17日揭示済)

奈良市告示第266号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年4月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成30年4月18日揭示済)

奈良市告示第267号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 細田 博之	休日歯科応急診療所 使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	休日歯科応急診療所 使用料

(平成30年4月18日揭示済)

奈良市告示第268号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の一部のうち、民法(明治29年法律第89号)第108条による双方代理禁止規定に抵触する契約行為に関する事務を副市長に委任しましたの

で、地方自治法第167条第3項の規定により、告示します。  
平成30年4月19日

奈良市長 仲川元庸  
(平成30年4月19日揭示済)

**奈良市告示第269号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年4月21日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成30年4月23日揭示済)

**奈良市告示第270号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新田町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市西大寺新田町7番8号	奈良市西大寺新田町5番4号
代表者の氏名及び住所	梶 侃 奈良市西大寺新田町7番8号	寶田 陽一 奈良市西大寺新田町5番4号

- 2 変更年月日  
平成30年4月8日  
(平成30年4月23日揭示済)

**奈良市告示第271号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年10月16日 奈良市指令整開 第17A-30号  
平成30年1月26日 奈良市指令整開

第17A-30-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年4月23日 第1628号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市登美ヶ丘一丁目3293番81
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
寝屋川市春日町19-21  
エイチ・サプライ 代表者 幣 直樹  
(平成30年4月23日揭示済)

**奈良市告示第272号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年4月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成30年4月24日揭示済)

**奈良市告示第273号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年4月24日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町1304番地の44	奈良市都祁白石町1304番地の18
代表者の氏名及び住所	中岸 祥浩 奈良市都祁白石町1304番地の44	山谷 征四郎 奈良市都祁白石町1304番地の18

- 2 変更の年月日  
平成30年4月1日  
(平成30年4月24日揭示済)

**奈良市告示第274号**

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正



する告示を次のように定める。

平成30年4月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を  
改正する告示

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（平成3年奈良市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「、ダンボールコンポスト」を削る。

第3条第1項第1号中「20,000円」を「30,000円」に改め、同条第2項中「につき」を「につき1年度当たり」に、「生ごみ処理機器」を「生ごみ処理機又は生ごみ堆肥化容器」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、ダンボールコンポストにあつては、1基ずつ行うものとする。この場合において、当該申請は、1月につき1回に限るものとする。

第11条中「購入後」を「助成金の交付を受けた日から」に改める。

別記第1号様式中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

(平成30年4月25日揭示済)

奈良市告示第275号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成30年4月25日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺、JR奈良駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成30年4月25日揭示済)

奈良市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年4月26日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
リハビリライフつむぎ	奈良県奈良市中山町7番地の1	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	平成30年4月1日
株式会社ファースト・イノベーション	奈良県奈良市中山町7番地の1		
デイサービスさきょう	奈良県奈良市左京四丁目3番6	居宅 通所介護 通所型サービス（独自）	平成30年4月1日
医療法人飯田医院	奈良県奈良市北市町36番地		
訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成30年4月1日
合同会社あゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号		
訪問看護ステーションLIFE DESIGN	奈良県奈良市杉ヶ町86番8号 MiRA1BLDG.Ⅲ3F	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成30年4月1日
合同会社H.I.S.A	奈良県奈良市杉ヶ町86番8号 MiRA1BLDG.Ⅲ3F		
アーケアサポート富雄	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成30年4月1日
一般社団法人 アーク・ケア	奈良県奈良市帝塚山五丁目7番14号		

あいりすケアステーション	奈良県奈良市富雄元町一丁目20番6-301号	居宅 訪問介護 訪問型サービス (独自)	平成30年4月1日
合同会社福富	奈良県奈良市富雄元町一丁目20番6-301号		
リッスンデイサービスセンター新大宮	奈良県奈良市芝辻町二丁目9番15号	居宅 通所介護 通所型サービス (独自)	平成30年4月1日
LISTEN株式会社	奈良県奈良市法蓮町1348番地		
デイサービス八重桜平城	奈良県奈良市佐保台西町123番地	居宅 通所介護 通所型サービス (独自)	平成30年4月1日
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410番地の2		

(平成30年4月26日揭示済)

**奈良市告示第277号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年4月26日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービス登美の森	奈良県奈良市西登美ヶ丘七丁目13番31号	地域密着型通所介護 通所型サービス (みなし)	平成30年3月1日
ウェルコンサル株式会社	奈良県奈良市三条大路五丁目2番61号		

(平成30年4月26日揭示済)

**奈良市告示第278号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年4月26日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあゆみ	奈良県奈良市宝来一丁目6番8号	平成30年4月1日

(平成30年4月26日揭示済)

**奈良市告示第279号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及

び指定居宅介護支援事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定により公示します。

平成30年4月27日

奈良市長 仲川 元庸

サービス種類	事業所番号	事業所所在地	事業所名	法人所在地	法人名	法人番号	廃止年月日
訪問介護	2970107708	奈良市鳥見町三丁目12番6号	ヘルパーステーションKURA爽	奈良市鳥見町三丁目12番6号	合同会社爽楽	3150003001647	平成30年5月12日
居宅介護支援	2970103947	奈良市窪之庄町116番地の1	特別養護老人ホームリノ	奈良市鹿野園町1584番地の2	社会福祉法人史明会	5150005002113	平成30年6月1日
訪問介護	2970107773	奈良市あやめ池南二丁目6番地の32る・いりーで11	しあわせの郷	京都府木津川市州見台一丁目21番地11アンジュコリーヌ201	株式会社あす香	7130001052847	平成30年5月31日

(平成30年4月27日揭示済)

**奈良市告示第280号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年4月27日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成30年3月30日 奈良市指令整開  
第17A-34-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成30年4月27日 第1629号  
公共施設 平成30年4月27日 第787号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町1409番44の一部、1409番79の一部、1409番80、1429番2の一部、1429番3の一部及び1429番4の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町280番地

杉本 富夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町1409番79、1429番2及び1429番4の各一部

(2) 管路敷地

奈良市押熊町1409番79の一部

(3) 下水道

奈良市押熊町1409番79の一部

(平成30年4月27日揭示済)

**奈良市告示第281号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年4月27日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 4月23日	梶田 明裕	市立奈良病院	奈良市東紀寺町 一丁目50番1号	感染制御内科 (ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)

(平成30年4月27日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成30年4月27日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 八 尾 俊 宏  
同 松 石 聖 一  
奈 監 第 10 号  
平成30年4月26日

請求人

A 外127名

代理人

徳島県徳島市八百屋町三丁目15番地

サンコーポ徳島ビル3階

石川法律事務所

弁護士 石川 量堂 様

大阪府大阪市北区南森町1丁目3番27号

南森町丸井ビル4階

塩野山下法律事務所

弁護士 山下 真 様

奈良県奈良市登大路町5番地

修徳ビル4階401号

かすがの法律事務所

弁護士 今治 周平 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 中 本 勝

同 八 尾 俊 宏

同 松 石 聖 一

住民監査請求の結果について（通知）

平成30年3月2日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象部局

奈良市市民生活部新斎苑建設推進課

2 請求人及び代理人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年4月4日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

3 関係職員の内陳述

平成30年4月4日に市民生活部長、新斎苑建設推進課長及び同課長補佐に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

## 第1 監査請求の趣旨

監査委員は、奈良市長仲川元庸に対し、平成29年5月23日付都市計画決定「大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）火葬場の決定」に基づく奈良市新斎苑等整備運営事業に関して、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならないと勧告するよう求める。

## 第2 監査請求の理由

## 1 奈良市新斎苑等整備運営事業の経緯について

奈良市は、大正5年に開設した現在の奈良市火葬場（通称：東山霊苑火葬場、所在地：奈良市白毫寺町793番地）について、老朽化が進んでいること等を理由にして、新しい火葬場（以下「新斎苑」という。）を整備することにした。

奈良市は、平成27年末に、奈良市横井町地内の山林に新斎苑を整備する計画案を公表し、平成28年11月、同計画案をベースにして奈良市新斎苑基本計画（甲1）を策定し、公表した。

奈良市は、平成29年5月23日、奈良市新斎苑基本計画に基づき火葬場を設置するため、「奈良市新斎苑」の名称で奈良市横井町の面積約4.9haの土地に火葬場を設置する都市計画の決定を行った（甲2）。

奈良市長仲川元庸は、平成29年11月22日、上記都市計画に基づく新斎苑整備のためとして、奈良市新斎苑建設予定地（面積約4.9ha）の西側に隣接する土地を追加で購入する旨を発表し、合計実測面積110,780.86㎡（公簿面積99,419㎡）の土地（別紙物件目録1～7記載の各土地、以下「本件買収予定地」という。）を購入することを前提とする用地買収を行う方針を奈良市議会議員に対する議案の事前説明の場において明らかにした。なお、本書において、以下では、本件買収予定地のうち、奈良市新斎苑の施設建設予定地（面積約4.9ha）の部分については「施設建設予定地」と称し、施設建設予定地の西側に隣接している追加で買収することを決めた部分については「追加買収予定地」と称する。

奈良市長仲川元庸は、現在、上記都市計画に基づく奈良市新斎苑等整備運営事業を進めている。

## 2 奈良市新斎苑の用地買収の経緯について

奈良市は、平成27年7月30日、新斎苑建設準備のため、奈良市横井町内に存する土地の購入に関する覚書を、同土地の地権者と締結した（甲3）。同覚書第2条には、「土地購入」と題する条項が設けられ、「甲は、奈良市新斎苑建設に伴い、乙の所有する土地について、下記の条件が満たされ次第、奈良市新斎苑建設用地として、鑑定評価等に基づく適切な価格で購入するものとし、最大限の努力をする。」（甲は奈良市、乙は地権者）と定められている。

奈良市は、奈良市新斎苑の用地買収のため、有限会社若草不動産鑑定及び大和不動産鑑定株式会社に対し、

本件買収予定地の不動産鑑定評価を依頼した。

有限会社若草不動産鑑定は、本件買収予定地の鑑定評価額を金5,339万6,000円（単価482円/㎡）と鑑定する旨の平成29年10月30日付鑑定評価書を奈良市に提出した（甲4）。

大和不動産鑑定株式会社は、本件買収予定地の鑑定評価額を金4,930万円（単価445円/㎡）と鑑定する旨の平成29年10月30日付不動産鑑定評価書を奈良市に提出した（甲5）。

奈良市長仲川元庸は、上記のとおり、平成29年11月22日、施設建設予定地だけではなく、追加買収予定地の用地買収を行う方針を明らかにしたうえで、用地買収価格については、地権者との交渉により、奈良市が独自に算出した金1億6,772万2,222円（単価1,514円/㎡）とする予定であることを発表した。

また、奈良市の調査により、本件買収予定地には産業廃棄物が投棄埋設されていることが明らかとなっているが、その産業廃棄物処理費用については奈良市が負担するものとしており、不動産鑑定評価においても「土壌汚染の有無及びその状態」「地下埋設物の有無及びその状態」は価格形成要因から除外されている。

3 本件買収予定地の用地買収は奈良市長の裁量権を濫用又はその範囲を逸脱するものであり違法であること  
(1) 地方公共団体の長による売買契約の裁量権に対する制約

地方公共団体の長は、その事務を誠実に執行する義務を負い（地方自治法第138条の2）、また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされている（地方財政法第4条第1項）。

したがって、地方公共団体の長がその代表者として一定の額の売買代金あるいは補償金を支払うことを約して不動産の売買契約を締結する場合、その契約締結行為が上記の法の趣旨に反するとき、その契約締結行為は裁量権の濫用又は範囲を逸脱するものとして違法となる。

## (2) 鑑定価格の3倍を超える価格での用地買収

公共事業の施行に伴う用地取得に係る補償については、昭和37年6月29日に「損失補償基準要綱」が閣議決定され、これと同時に公共用地の取得に伴う「損失補償基準要綱の施行について」が閣議了解とされた。この閣議了解の中で、地方公共団体においても、その行う事業に必要な公共用地の取得に伴う損失補償につき、要綱の定めに基づき、すみやかにその基準を制定する等の措置を講じることとされている。

「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）によれば、公共用地は土地の正常な取引価格により補償するものとされ（同基準第8条第1項）、正常な取引価格は、近傍類似の取引価格を基準として、所定の土地価格形



成上の諸要素を総合的に考量して算定するものとされている（同基準第9条第1項）。

奈良市が依頼した不動産鑑定は、「正常価格」を鑑定するために、いずれも取引事例比較法で試算価格を求め、地価公示標準地等の均衡にも留意したうえで、鑑定評価が行われており（甲4、甲5）、後記（第2・3・5）の奈良市所有の横井町山林の価格と比較すると高いきらいがあるものの、上記損失補償基準における「正常な取引価格」と同視できるものである。

上記のとおり、奈良市長仲川元庸が予定している本件買収予定地の用地買収価格は、奈良市が依頼した2つの不動産鑑定評価価格の3倍を超えており、上記損失補償基準の「正常な取引価格」を大きく上回るため、上記損失補償基準に違反するものである。

(3) 不必要な追加買収予定地の用地買収

上記のとおり、奈良市長仲川元庸は、平成29年11月、突如、新斎苑整備事業において、追加買収予定地を買収する旨を発表した。当該土地は、本件施設建設予定地に隣接しているものの、施設に関する利用が予定されておらず、奈良市長仲川元庸の奈良市議会における答弁によれば、追加買収予定地の具体的な事業計画等については全く決まっていないとのことである。さらに、追加買収予定地には保安林に指定されている箇所も含まれており、そもそも現状に変更を加える開発が困難な地域である。

以上のことからすると、追加買収予定地は、現在において利用目的がなく、現状に変更を加えることが困難な土地であることからすると将来的な利用見通しも立たないのであって、奈良市が本件新斎苑整備事業のために買収する必要性は全く見当たらず、不必要な用地買収である。

(4) 不要な産業廃棄物処理費用の負担

上記のとおり、奈良市の調査により、本件買収予定地には産業廃棄物が投棄又は埋設されていることが明らかとなっているところ、その処理費用（1億4,000万円）を奈良市が負担するとしている。

産業廃棄物が投棄埋設されているという状態は、不動産鑑定評価の価格形成要因としてマイナス評価（売主に対して不利益に評価されるという意味）となるところ（国土交通省発行「不動産鑑定評価基準」）、上記のとおり本件買収予定地における不動産鑑定評価では価格形成要因から除外されていた。とすれば、不動産鑑定評価において反映されなかったマイナス評価の部分については、本来、売主である地権者が負担しなければならないものである。なお、現在、国会等で議論されている学校法人森友学園に対する国有地払い下げの問題においても、産業廃棄物の撤去費用を土地の売主である国が負担することを前提に売買契約の価格交渉がなされ、ただその減額する金額が大きすぎるのではないかと指摘されて

いるものである。

したがって、奈良市が本件買収予定地に投棄埋設されている産業廃棄物の処理費用を負担する行為は、本来、売主である地権者が負担しなければならない不要な費用を負担するものである。

(5) 小括

上記のとおり、奈良市長仲川元庸は、本件買収予定地の用地買収にあたり、その買収価格を鑑定価格の3倍を超える価格で買収しようとしており、しかも、本件買収予定地には約6.2haの不必要な追加買収予定地も含まれ、さらには、本来売主である地権者が負担すべき本件買収予定地に投棄埋設されている産業廃棄物の処理費用まで負担しようとしている。

本件新斎苑整備事業における用地買収の適正買収価格が金2,268万7,000円（不動産鑑定価格の平均値単価463円/㎡、施設建設予定地49,000㎡）であるところ、奈良市が現在予定している用地買収価格は、本件買収予定地の価格金1億6,772万2,222円（単価1,514円/㎡、本件買収予定地110,780.86㎡）に産業廃棄物処理費用（約金1億4,000万円）を加えた約3億1,000万円である。

つまり、適正価格の約13.6倍もの価格によって、本件買収予定地を買収しようとしているものである。

したがって、その買収が実行されれば（本件買収予定地の売買契約が締結されれば）、当該奈良市長仲川元庸の行為が、地方自治法第138条の2、地方財政法第4条第1項に反し、その裁量権を濫用又はその範囲を逸脱する違法なものであることは明らかである。

さらにいえば、奈良市は、平成23年3月に同市が設置した奈良市土地開発公社の経営検討委員会作成にかかる最終報告書内において、奈良市横井町に存する体育館施設整備事業名目で公社が取得した土地の平成20年度末時点の実勢価格が289円/㎡であるとの報告を受けていた。また、奈良市は、同土地について、平成24年8月に同市が作成した奈良市土地開発公社解散プラン内において、平成24年度の簡易実勢価格として123円/㎡であることを把握していた。同土地は、本件買収予定地の近隣地であり、かつ、本件買収予定地と同様の山林である。とすれば、奈良市は、本件買収予定地が、体育館施設整備事業名目で取得した土地と同程度の123円/㎡程度であるということを把握しており、奈良市長仲川元庸においても、123円/㎡程度であることを知っている又は容易に知ることができる状況にある。

奈良市長仲川元庸は、近傍類似の土地が平成24年度の簡易実勢価格123円/㎡であることを知っている又は容易に知ることができる状況にあるのに、これを無視して1,514円/㎡という、直近の近隣地実勢価格の約12倍の価格を設定して、本件買収予定地を購入しようとしているものであり悪質ですらある。

なお、地方公共団体による用地取得について当時の首長の財務会計行為の違法性が争点となった事案の裁判例として、火葬場建設のための用地買収の事案につき適正価格の約1.4倍となる取得価格での契約締結行為を違法とした判決（名古屋高等裁判所平成19年5月30日判決、名古屋高等裁判所平成26年6月6日判決）、民事調停法第17条によりゴルフ場予定地を適正価格の約2.2倍の価格で買い取る旨の決定がなされたことに対し市長が異議を申し立てなかった行為を違法とした判決（大阪高等裁判所平成15年2月6日判決）、業者が計画した動物霊園を中止する名目で市長がその予定地を購入したうえでその土地代金に加えてその業者に対し補償費を支払った事案につき、自治体の予算に限界があり必ずしも土地を買う必要性、緊急性がない場合には市長の裁量の範囲内ということにはならず厳しく制限されることとして、市長の行為を違法と判断した判決（大阪高等裁判所平成15年6月17日判決）などがある。これらの判例に照らしても、上記奈良市長仲川元庸の行為が違法であることは明らかである。

4 結語

請求人らは、現在計画されている奈良市新斎苑整備事業が進行することにより、本件買収予定地の売買契約締結など奈良市長仲川元庸の違法な財務会計行為により、奈良市に多大な財産的損害が生じることから、奈良市長仲川元庸に対し、当該行為を行わないよう、監査委員からの勧告を求めるものである。

5 監査対象事項

新斎苑整備事業に係る用地買収及び産業廃棄物処理費用の負担が違法又は不当な公金の支出にあたるかどうかについて監査した。

なお、それ以外の請求事項については、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

6 監査の結果

(事実関係)

関係職員からの陳述等による事実関係は、次のとおりである。

- (1) 現東山霊苑火葬場は大正5年に開設され、数度の改修が行われてきたものの、建設から100年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、火葬炉に冷却装置が設置されていないため、1炉につき1日1体、1日合計8件の火葬しかできず、市民の約4分の1が市外の火葬場を利用せざるを得ない状況となっている。さらに、近年建設されている火葬場の約2倍（3時間）の火葬時間を要する上に、長時間過ごすための場やサービスを提供できないなど、現状の設備では市民の需要に十分な対応をすることが困難となっている。そのような状況の中、新斎苑の建設は長年にわたる市の最重要課題の一つであった。

- (2) 火葬場の設置場所については、次のように定められている。

**【奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例】**  
(火葬場の設置場所の基準)

第8条 火葬場を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、当該火葬場を設置する場所が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 住宅等の敷地から250メートル以上離れていること。
- (2) 道路等から250メートル以上離れていること。
- (3) がけ崩れ、地すべり等の災害のおそれが少ないこと。

2 略

- (3) 本件新斎苑整備事業に係る用地買収対象地（以下「本件土地」という。）は次のとおりである。

所在地	地番	地目	取得面積 (実測)
奈良市横井町	924番6	山林	89,083.55㎡
	924番7	保安林	5,524.61㎡
	925番	山林	821.23㎡
	926番	山林	1,955.57㎡
	927番	山林	3,289.38㎡
	928番1	山林	5,053.28㎡
	928番2	山林	5,053.26㎡
合 計			110,780.88㎡

- (4) 市が決定した買収金額の算出根拠は次のとおりである。

平成29年10月1日時点の不動産鑑定評価額は、大和不動産鑑定株式会社が445円/㎡、有限会社若草不動産鑑定が482円/㎡であった。

また、本件土地の近隣地である、奈良県による昭和61年の岩井川ダム用地買収単価は4,300円/㎡であり、地価調査基準値「奈良（林）-5」から算出した昭和61年から平成29年までの地価変動率59.69%を加味した単価は2,566円/㎡となる。

本件土地については、近隣地における市場での民間取引事例が把握できず、有意な合理的市場価格の算定が困難である一方、公共事業のための用地取得の事例は複数認められ、取得の目的及び規模等の取引の性質の類似性からすれば、正常価格の算定に当たっては、それら公共事業のための用地取得の事例を評価の基礎に含めることが必要不可欠であるとして、2者の不動産鑑定評価額の平均金額463円/㎡と奈良県による用地買収単価に地価変動率を加味した2,566円/㎡の平均金額1,514円/㎡を市の買収単

価として地権者<sup>\*</sup>に提示した。

※ 住民監査請求書受付日である平成30年3月2日時点の地権者をいう。以下同様とする。

(5) 用地取得については、次のように定められている。

**【奈良市用地取得事務取扱要領】**

(補償額の算定基準)

第2条

1 略

2 土地の価格は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を上限として算定するものとする。

3 一の土地につき複数の不動産鑑定評価を徴したときは、それらの評価による不動産鑑定評価額を平均した額を上限として土地の価格を算定するものとする。

(6) 用地買収単価については、平成29年12月議会において次のような説明があった。

(平成29年奈良市議会12月定例会会議録(平成29年12月4日)から抜粋)

(市長)

「今回、当該用地を含むこの一団の土地の取得に際しましては、まず、市では不動産鑑定を2社に依頼いたしまして、その平均額が平米当たり463円となったところであります。一方で、鑑定評価というものにつきましては、民間同士の取引を事例としたものでございまして、事例として計画地周辺では、この民間での取引が把握できていない状況もあり、計画地周辺での公共事業での買収事例も参考にし、地権者の主張も踏まえながら協議を重ねてきた次第でございます。

その結果といたしまして、2社の鑑定評価額の平均であります平米463円、そして、岩井川ダムに伴います県の計画地側の土地購入額を、これを現在の評価額に算定をいたし直しまして、これが平米2,566円ということになります。この2つの単価を平均いたしまして、平米1,514円ということで地権者に提案をさせていただきまして、これで内諾をいただいている状況でございます。

合併特例債の活用期限もある中で、市としては、やはりこの60年来の最重要課題を具体化させていく中におきましては、既に事業費等につきましても議会で御承認を賜っているということも踏まえ、民地であります用地の確保というものが最重要の課題であると考えております。その中におきまして、当初計画をしていた予算の中で、おおむねおさまるような形で地権者の御理解がいただけたものだと思っております。」

この12月議会において用地購入費である167,723,000円の補正予算が議決され、平成30年3月議会において、本件土地取得についても議決されている。

また、平成29年9月議会において、新斎苑整備事業の債務負担行為の設定が議決され、平成30年3月議会において、産業廃棄物処理費用を含んだ工事契約の締結が議決されている。

(7) 平成29年9月21日付けで、鹿野園町自治会から計画地西側の土地を市が購入し、防災公園として整備するよう求める鹿野園町のまちづくりについての要望書が提出されている。

(8) 計画地西側山林の利用計画については、平成29年12月議会において次のような説明があった。

(平成29年奈良市議会12月定例会会議録(平成29年11月29日)から抜粋)

(市長)

「この西側の山林につきましては、市といたしまして、地下水の観測井、また水道施設整備、さらには水道管の布設が必要なことに加えまして、憩いの場としての活用や防災面での不安を抱えておられる近隣住民の皆様の声などを受けまして、今後、市が責任を持って対応ができるように取得をいたそうとするものでございます。」

(9) 新斎苑整備事業投棄物調査業務委託報告書によると、投棄物は昭和50年頃に投棄された可能性が考えられるとされている。

(10) 地権者の父親が本件土地を取得したのは、昭和61年であった。

(11) 廃棄物の処理については、次のように定められている。

**【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】**

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2及び3 略

(監査委員の判断)

請求人は、新斎苑の用地取得について、市が鑑定価格の3倍を超える価格での用地買収を行おうとしていること、不必要な用地の追加買収を行おうとしていること及び不要な産業廃棄物処理費用を負担しようとしていることが、地方自治法第138条の2及び地方財政法第4条第1項の規定に反し、違法な財務会計行為に当たると主張しているもので、これらについて判断する。

地方公共団体の長がその代表者として一定の額の売買代金を支払うことを約して不動産の売買契約を締結することは、当該不動産を取得する目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、当該契約に定められた売買代金額等が鑑定評価等において適正とされた売買代金額を超える場合であっても、上記のような諸般の事



情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約に定められた売買代金額等をもって直ちに当該契約の締結が地方自治法2条14項等に反し違法となるものではないと解するのが相当であるとされている（最高裁平成25年3月28日第1小法廷判決・平成23年（行ヒ）第452号）。

このような見地から本件についてみると、事実関係(1)のとおり、大正5年に開設し、老朽化が進んだ現火葬場の建替えは長年にわたる市の最重要課題の一つであり、昭和30年代から約60年間にわたり事業の推進が図られていたものの、土地の所有者や周辺住民の反対等により候補地の選定が進まなかった中で、法規制等の客観的条件に適合し、地権者の理解もある現計画地の取得を決定したことは、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものではない。

土地の価格については、事実関係(5)のとおり、奈良市用地取得事務取扱要領において、一の土地につき複数の不動産鑑定評価を徴したときは、それらの評価による不動産鑑定評価額を平均した額を上限として土地の価格を算定するものとする規定されている。本件土地取得に当たり市は、不動産鑑定業者2者に対して鑑定評価を依頼したが、不動産鑑定評価は民間取引における適正な時価を算出するものであるため、本件土地近隣における奈良県による用地買収事例は鑑定評価額算出の基礎に含むことができず、また、本件土地の近隣では民間売買事例がなかったため、離れた土地の売買事例をもとに鑑定評価額が算出された。このような特殊な鑑定評価額は、用地取得事務の公平、公正及び透明性を確保しつつ、権利者の理解を得て、事業の円滑な推進を図るために制定された奈良市用地取得事務取扱要領の想定している鑑定評価額とはいえない。また、事務取扱要領は事務処理を進めていく上での指針、基準を定める内部規律であると捉えられていることから、遵守することは当然のことながら、一般的に法令とは扱われないものであり、上記のような諸事情を勘案すると、本件事例においては、奈良市用地取得事務取扱要領の制約を受けるものではないと判断した。よって、市が鑑定評価額に加えて、近隣での公共用地取得事例の用地買収単価に時点修正を行った金額を用いて、鑑定評価額との平均金額を提示価格として地権者との交渉を行い、事実関係(6)のとおり、議会の議決を経て、2者による鑑定評価額の平均を超えた金額で土地売買契約を締結したことをもって直ちに、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものではない。

計画地西側山林の追加買収については、市は新斎苑の工事に伴う周辺地域等への地下水の影響について調査するため観測井の設置やそこまでの進入路、新斎苑施設に要する上水道の設備や配管等の敷設に使用する

予定であるとしている。また、周辺住民から、防災対策や憩いの場としての整備、活用を求める要望書も提出されているため、一部保安林が含まれているものの、必要に応じて対策を講じた上で、バッファゾーンとして市が責任を持って管理、活用していくために取得するものであり、不必要な土地取得であるとはいえない。よって、当該土地を購入することが地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものではない。

投棄された産業廃棄物については、事実関係(1)のとおり、その処理費用は投棄者が責任を負うものとされている。また、土地売買時における処理費用の負担を売主又は買主のいずれが負担する義務を負うかを規定した法令はなく、本件土地については、事実関係(9)及び(10)のとおり、地権者の父親が本件土地を取得した昭和61年以前から産業廃棄物が投棄されていたものであると想定されるため、その処理費用の負担を地権者に求めないことが不当であるとはいえない。そのような中、新斎苑整備事業を推進する上で本件土地取得の必要性が高いとして、買主である市が処理費用を負担するとしたことは、地方公共団体の長の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものではない。

以上のことから、新斎苑整備事業に係る用地買収及び産業廃棄物処理費用の負担が違法又は不当な公金の支出であるとはいえず、よって、請求人の主張はいずれも理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

(平成30年4月27日掲示済)

### 固定資産評価審査委員会

#### 奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月17日

奈良市固定資産評価審査委員会  
委員長 近藤 朗

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市固定資産評価審査委員会規則（昭和26年固定資産評価審査委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）及び（その2）中「(あて先)」を「(宛先)」に、

住所  
(所在地) を 住所又は居所  
(所在地) に、

住所 を 住所又は居所 に、



「住居又は主たる事務所の所在地」を「住所又は居所(所在地)」に、

「奈良市 町 番」を「奈良市」に、

申出の趣旨  
申出の理由

申出に係る処分の内容  
申出の趣旨  
申出の理由

改め、同様式(その3)中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「住所(所在地)」を「住所又は居所(所在地)」に、

「住所」を「住所又は居所」に、

「住居又は主たる事務所の所在地」を「住所又は居所(所在地)」に、

申出の趣旨  
申出の理由

申出に係る処分の内容  
申出の趣旨  
申出の理由

改める。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「住所又は所在地」を「住所又は居所(所在地)」に改める。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「審査申出人  
住所又は所在地  
氏名又は名称」を「(宛先)」に、

「審査申出人  
住所又は居所(所在地)  
氏名又は名称」に改める。

別記第4号様式中「奈良市 町」を「奈良市」に改める。

別記第7号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「審査申出人  
住所  
氏名」を「(宛先)」に、

「審査申出人  
住所又は居所(所在地)  
氏名又は名称」に改める。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「住所  
氏名」を「住所又は居所(所在地)  
氏名又は名称」に改める。

別記第9号様式から第12号様式までの規定中

「住居又は主たる事務所の所在地」を「住所又は居所(所在地)」に改める。

別記第13号様式中

「住居又は主たる事務所の所在地」を「住所又は居所(所在地)」に、

理由

主文  
事案の概要  
審理関係人の主張の要旨  
理由

改める。

附則  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈

良市固定資産評価審査委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成30年4月17日掲示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第10号

平成30年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年4月19日

奈良市教育委員会  
教育長 中室 雄俊

#### 1 日 時

平成30年4月24日（火）

午前10時から

#### 2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

#### 3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について
- (2) 平成31年度使用奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について
- (3) 平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第1号 奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定について

議案第2号 奈良市附属機関設置条例の一部改正について

議案第3号 奈良市いじめ対策検討委員会規則の制定について

議案第4号 奈良市いじめ調査委員会規則の制定について

議案第5号 奈良市学校結核対策委員会規則の制定について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育総務課にて行います。定員は10名で、定員になり次第締切させていただきます。